

傷んだ私道の補修をお手伝いします

私道整備助成制度のあらまし

私道整備制度のあらまし

平成31年4月

横浜市道路局
各区の土木事務所

私道整備助成制度のあらまし

多数の市民の方々が通行し、公道と同じ様に使われている未舗装や舗装の損傷の程度が著しい私道について、市民生活の環境改善に寄与することを目的として、市民の皆さまが行う舗装の補修工事等に対して費用の一部を横浜市が助成する制度です。

私道整備助成制度の概要は、この「あらまし」に記載したとおりですが、詳細は各区の土木事務所にお尋ねください。

助成の対象となる私道

助成の対象となる私道は、多くの市民の方々に利用され、次の条件をみたすものです。

- 1 地域の方が日常生活をおくるうえで利用されている私道で、その私道に接続する道路が既に舗装されていること。
- 2 舗装工事に支障となる地下埋設物がないことや、私道に接して上のり面が舗装工事に支障ない程度に保護されていること。
- 3 下水道処理区域内の私道は、適正な污水管または合流管が整備されていること。
- 4 行き止まりの私道については、一端が公道に接続され、原則として5戸以上の住居（アパートなどの集合住宅は、建物ごとに1戸と扱う）の主たる出入口で利用されていること。

助成の対象外となる私道

次の条件に当てはまる私道は、助成の対象とならないことがあります。

- 1 土地改良法、土地区画整理法、宅地造成等規制法又は旧住宅地造成事業に関する法律に基づき昭和40年10月1日以降に築造され、その築造者が現在も管理している私道
- 2 昭和40年9月30日以前に築造された私道であって、その築造者が現在も管理している私道
- 3 国、公共団体、公社等の公法人及び私法人が所有又は管理している私道
- 4 横浜市開発事業の調整等に関する条例の対象となる開発事業に基づき築造され、その築造者が現在も管理している私道
- 5 築造後、20年経過していない私道
- 6 過去に私道整備助成または私道整備制度で整備を行っている場合、20年経過していない私道
- 7 建築基準法第42条に定める道路に接する路地状敷地の専用通路部分
- 8 旧横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成7年3月横浜市条例第19号）又は横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成28年12月横浜市条例第62号）により整備された、建築基準法第42条第2項の後退部分で、公道移管がなされていないもの。
- 9 次に掲げる、他の制度により築造者に管理を義務付けられたもの。
(1)横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条により築造された道路状空地で横浜市へ帰属しなかったもの、歩道状空地及び自由利用空地。

- (2)横浜市一団地認定基準・連坦建築物設計制度基準により築造された、一団地等の区域に含まれる道路
- (3)横浜市市街地環境設計制度により築造された公開空地
- (4)その他、法令に基づき、築造者に管理を義務付けられたもの。

助成の対象となる工事の種類

私道の状況に応じて、次の工事が助成の対象となりますが、付帯工事のみの工事及び私道外の民有地のすり付け工事などは助成の対象となりません。

1 標準工事

(1) 舗装新設及び補修工事

セメントコンクリートまたはアスファルトコンクリート舗装

(2) 階段新設及び補修工事

(3) L形及びU形側溝新設及び補修工事

(4) 防護柵設置及び補修工事

(5) 階段の手摺り設置及び補修工事

2 付帯工事

(1) 横断側溝及び横断暗渠敷設工事

(2) 舗装止設置工事

(3) 縁石設置工事

(4) 雨水樹及び集水樹設置工事

(5) 取付管工事

(6) 下のり面 整備工事

のり面とは、土地の傾斜面のことで、道路面より上側にあるものを「上のり面」、下側にあるものを「下のり面」といいます。

助成金の額

- 1 舗装工事等に必要な工事費用の10分の9を上限として助成します。
ただし、ガス管、水道管などの移設工事は助成の対象とはなりません。
- 2 付帯工事のうち、下のり面整備工事の助成額は工事費の2分の1となり、300万円が限度となります。
- 3 工事費用の一部は地元負担となります。申請をする皆さまで負担方法等を決めてください。

申請手続

私道整備助成についての申請など手続の窓口は、各区の土木事務所です。私道整備助成を希望される場合は、まず、土木事務所にご相談ください。

1 申請者

私道整備助成を受けようとする場合は、私道敷地の所有者又は私道の利用者の中から皆さまが代表者を選出し、申請者としてください。申請者は、助成申請、地元の意見の取りまとめ、工事施工業者との契約などについて手続の責任者となります。

2 事前審査

土木事務所にご相談の後、「私道整備助成事前審査申請書」に必要事項を記入し、添付書類といっしょに提出してください。後日、土木事務所より事前審査の結果を書面にて申請者へ回答します。

なお、申請書等の私道整備助成に関する手続に必要な書類様式は、土木事務所では配布していません。

3 助成金の交付申請

事前審査で制度に適合と判断された工事については、助成金の交付を申請することができますので、「私道整備助成工事及び助成金交付申請書」に次の書類を添えて提出してください。

(1) 位置図

(2) 実測平面図(縮尺:1/250~1/500)

(3) 工事費見積書(100万円以上と見込まれる場合は2社以上の見積書が必要)

(4) 委任状(私道敷地の所有者は委任状の提出が必要)

(5) 同意書(私道に面した土地の所有者及びその土地に存する建物の所有者、全員の同意が必要)

(6) 誓約書

(7) その他市長が必要と認める書類(工事で発生する土、廃棄物の処分先など)

なお、工事費見積書は、横浜市一般競争入札有資格者名簿(工事)に登載されている業者の内、市内業者の中から業者を適切に選定して依頼してください。

助成の承認および通知

提出された書類等に基づき、工事内容や工事費について審査を行い、書面にて助成の承認(不承認)を申請者に回答します。

助成が承認された工事については、合わせて助成額をお知らせします。また、助成の予算措置ができた段階で「私道整備助成予算措置決定通知書」を申請者に送付します。

なお、予算額や申請の状況によっては、予算措置が翌年度以降になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

工事契約

申請者は、「私道整備助成予算措置決定通知書」を受領後、速やかに施工業者と工事の契約をしてください。

また、工事契約は年度内に工事の完成検査ができるスケジュールとしてください。

工事の開始・完成の届出および検査

- 1 届出
申請者は、助成工事の開始届及び完成届などの書類を提出する必要があります。
工事開始届を提出する際には、必ず工事請負契約書の写しを添付してください。
- 2 検査
工事が完成し工事完成届を提出すると、土木事務所の職員が申請者・工事施工業者立会いのうえ、完成検査を行います。完成検査は年度内に終える必要があります。
また、工事施工中に中間検査を行う場合があります。

助成金の交付通知・請求

- 1 助成金の交付通知
工事が完成し検査に合格した後、「私道整備助成金交付決定通知書」を申請者あて送付します。
- 2 助成金の請求
申請者は、「私道整備助成金請求書」を提出し、助成金を請求してください。
申請者は、助成金交付後14日以内に、工事施工業者からの領収書の写し（工事請負契約書の金額又は精算書のコピーが記載されたもの）を提出してください。
なお、助成金の振込先を工事施工業者とすることもできます。この場合は、申請者が工事施工業者に支払った費用の領収書の写しを提出してください。

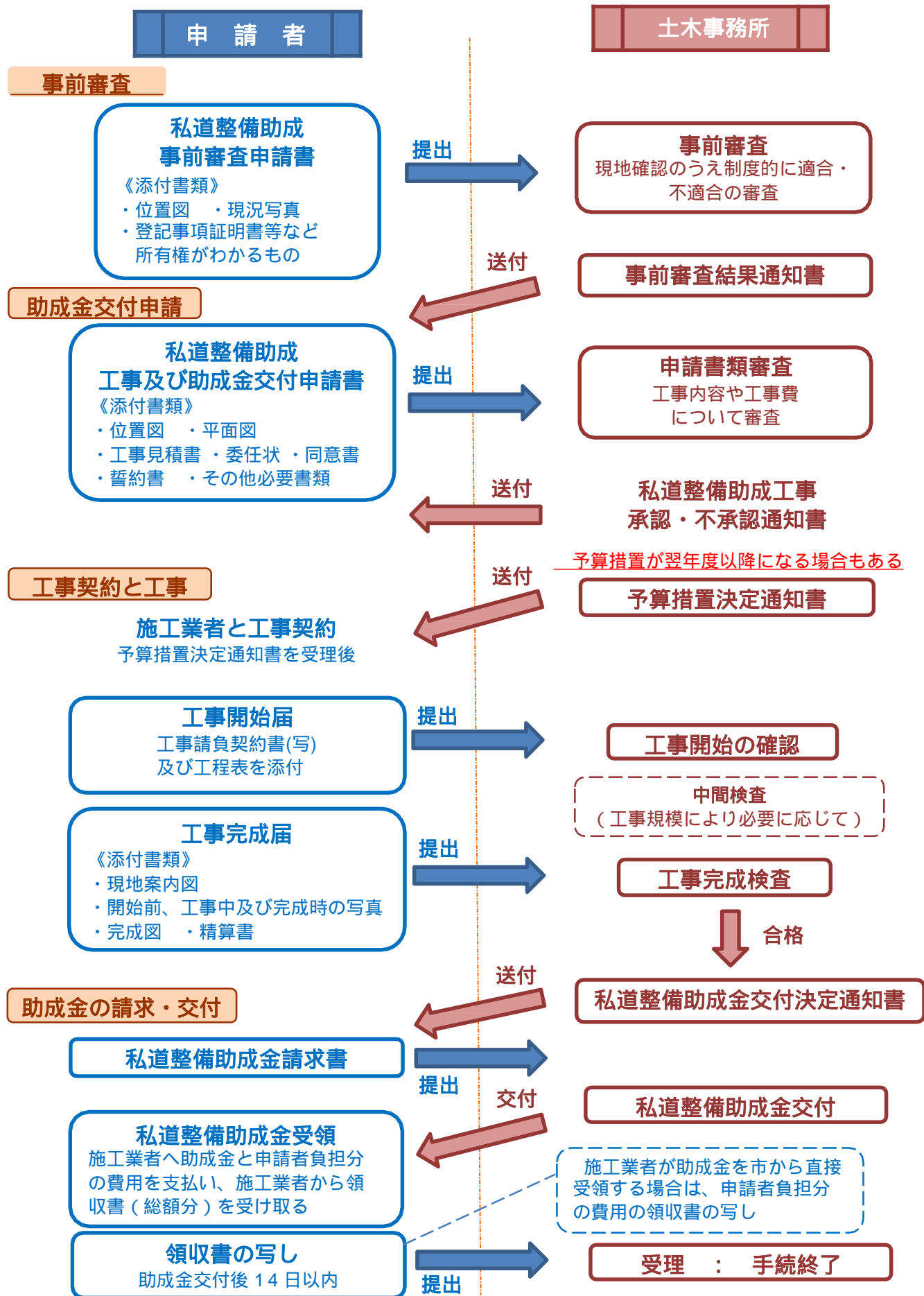
助成後の私道の維持管理など

- 1 助成金によって整備された私道の日常の維持管理は、皆さまで行ってください。
- 2 助成金によって整備された私道は、公道と同じように誰もが利用できる状態を保ってください。
- 3 私道整備助成の申請等に関する紛争等が起きた場合は、皆さまで処理してください。

私道所有者の一部の所在を把握することが困難な場合

別冊「私道整備助成制度の要件の一部緩和について」をご確認ください。

私道整備助成手続の流れ



私道整備制度のあらまし

多数の市民の方々が公共的な施設等を利用するために通行し、公道と同じ様に使われている未舗装や舗装の損傷の程度が著しい私道について、市民生活の環境改善に寄与することを目的として、舗装工事などを横浜市が行う制度です。

私道整備制度の概要は、この「あらまし」に記載したとおりですが、詳細は各区の土木事務所にお尋ねください。

整備の対象となる私道

整備の対象となる私道は、次の条件をみたすもののうち、公道として寄付することが困難で、道路管理者が制度の目的と照らし合わせて整備することが適当と判断した私道です。

- 1 鉄道駅、区役所、小中学校及び図書館などの公共的な施設等から概ね半径500メートルの範囲の地域にある私道、又は新たに通学路として指定された私道で、幅員が2.7メートル以上あるもの。
- 2 両端が公道に接続していること。ただし、一端しか公道に接続していない場合は、他端が公共的な施設等に接続しているか、公道移管を予定している道路に接続していること。

なお、整備の対象外となる私道は、私道整備助成制度と同じです。

整備する工事の種類

- 1 舗装新設及び補修工事
- 2 階段新設及び補修工事

申請手続と工事の実施

私道整備についての申請など手続の窓口は、各区の土木事務所です。私道整備を希望される場合は、まず、土木事務所にご相談ください。

- 1 申請者
私道敷地の権利者及び私道の利用者の中から皆さまの代表者を選んでいただき、その方が申請者となり地元の意見の取りまとめや、土木事務所との連絡や手続などを行います。
- 2 事前審査
土木事務所にご相談の後、「私道整備事前審査申請書」に必要事項を記入し、添付書類といっしょに提出してください。後日、土木事務所より事前審査の結果を書面にて申請者へ回答します。

なお、申請書等の私道整備に関する手続に必要な書類様式は、土木事務所配布しています。

3 手続

申請者は「私道整備申請書」及び「私道整備工事施工承諾書」に必要事項を記入して、土木事務所に提出してください。

なお、申請書等の私道整備に関する手続に必要な書類様式は、土木事務所で配布しています。

4 整備工事の決定と工事の実施

申請書の提出後、土木事務所は現地調査等を行い、工事発注の準備を行います。予算措置ができた段階で「私道整備工事決定通知書」を申請者に送付し、整備工事を実施します。

なお、申請時期、予算の状況などにより、整備工事を実施する時期が申請の翌年度以降になる場合があります。

舗装整備された私道の維持管理

- 1 整備された私道の日常の維持管理は、皆さまで行ってください。
- 2 整備された私道は、公道と同じように誰もが利用できる状態を保ってください。
- 3 工事完成后、土木事務所から「私道整備工事完成通知書」を送付しますので、私道敷地の所有者は、「維持管理誓約書」を土木事務所に提出してください。

私道整備手続の流れ

